



岐 阜 労 働 局 発 表
令 和 2 年 1 1 月 3 0 日 (月)

担 当	岐阜労働局雇用環境・均等室 監 理 官 筒井 俊幸 室 長 補 佐 青木 賢次 電 話 (058)245-1550
--------	--

12 月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

—令和 2 年 6 月 1 日から大企業のパワハラ防止対策が義務づけられています！—
(中小企業は令和 4 年 3 月 31 日までは努力義務)

女性活躍推進法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)が、令和元年 5 月 29 日に成立し、令和元年 6 月 5 日に公布、令和 2 年 6 月 1 日に施行されました。

改正法のうち労働施策総合推進法等において、事業主に対して、職場におけるパワーハラスメント(以下、「パワハラ」という。)防止のための雇用管理上の措置義務の新設、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等が盛り込まれています。

厚生労働省は、年末に向けて業務の繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる 12 月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するための事業を全国的に実施することとしています。

岐阜労働局(局長 畑 俊一)では、「職場のハラスメント撲滅月間」において、下記の 1 及び 2 並びに 3 の事業を展開していきます。

1 岐阜労働局に「ハラスメント特別相談窓口」を開設します！ (別添資料 1)

2 県内 5 か所でハラスメント対策等についての説明会を開催します！

令和 3 年 1 月～令和 3 年 2 月

(開催日時及び場所等：別添資料 2-1、2-2)

3 令和 2 年 1 2 月、シティエフエムぎふにおいて、岐阜労働局の「職場のハラスメント撲滅に係る取り組み」について放送します！

4 岐阜労働局でのハラスメントに関する相談状況をまとめました！ (別添資料 3)

<添付資料>

- 1 ハラスメント特別相談窓口を開設します！
- 2-1 新はつらつ職場づくりセミナー
- 2-2 同一労働同一賃金・ハラスメント対策等説明会
- 3 ハラスメントに関する相談の状況

ハラスメント特別相談窓口を開設します！

期間：令和2年12月1日（火）～令和3年1月29日（金）

働く人 妊娠を報告したら
「代わりの人を雇うので早めに辞めて！」
と言われました。辞めなくてはならないの
ですか？

企業の担当者 社員から**セクハラ**の相談を受け
ました。
初めてなのでどう対処すればいいかわかりま
せん。

働く人 **パワハラ**が原因で、
仕事を辞めました。適切
な対応をしてくれなかつ
た**会社**に**金銭補償**を求め
ることはできますか？

企業の担当者 会社は**パワハラ**
防止のための取組をしなくて
はならないと聞きました。何
をすればいいのでしょうか？



働く人 育児短時間勤務を申し出たら、
「パートになるか、辞めるかどちらか選ぶ
ように」と言われました。どちらかを受け
入れるしかないのでしょうか？

働く人 派遣で働いています。今まで何度も
更新されたのに、**妊娠を報告**したら、**契約更
新しない**と言われました。

職場のマタハラ、セクハラ、パワハラ の問題解決を労働局がお手伝いします。

- 職場のセクハラ・いわゆるマタハラの防止対策、**パワハラ防止対策**
は**事業主の義務**です。（中小事業主は令和4年3月31日まで努力義務）
- セクハラ・いわゆるマタハラ・パワハラの相談をしたことを**理由**とする
不利益取扱いが**禁止**されます。
- 妊娠・出産や育児・介護休業などを理由とする解雇その他の不利益取扱いは、
法律で禁止されています。

■ ■ ■ ■ ■ 詳細はインターネットサイトを参照してください ■ ■ ■ ■ ■

男女の均等な機会と待遇の確保



検索

NOパワハラ



検索

厚生労働省HP

雇用・労働 雇用における男女の均等な機会と
待遇の確保のために



パワハラ裁判事例、他社の取組など
パワハラ対策についての総合情報サイト

あかるい職場応援団

相談して
ください！

岐阜労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。
まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q どのような相談ができますか？

- (A) ・妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇等の不利益取扱い又は上司・同僚からの嫌がらせ(いわゆるマタハラ)
- ・職場におけるセクシュアルハラスメント(就職活動中の学生からのセクシュアルハラスメントも含む)
 - ・職場におけるいじめ・嫌がらせ(パワーハラスメント)
 - ・取引先や顧客等からの迷惑行為(いわゆるカスタマーハラスメント)
 - ・新型コロナウイルスに関連した職場における、いじめ・嫌がらせ等について相談いただけます。

Q 女性しか相談できませんか？

- (A) 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局はなにをしてくれるのですか？

- (A) セクハラ、マタハラ、パワハラについては、相談者のご希望や状況を踏まえ、会社から事情を聞き、必要な場合は、行政指導を行うこともあります。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停を行います。

中小事業主におけるパワハラについて、労使間で紛争が生じている場合は労働局長による助言や紛争調整委員会によるあっせんの制度を利用することができます

岐阜労働局雇用環境・均等室

受付時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日、年末年始を除く)

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応します。できるだけお早めにお電話又はご来庁ください。

電話番号 058-245-1550(セクハラ・マタハラ)
058-245-8124(パワハラ)

住 所 岐阜市金竜町5-13
岐阜合同庁舎4階



※パワハラ相談、セクハラ・マタハラについての簡単な問い合わせは、各労働基準監督署の「総合労働相談コーナー」でも受け付けます。

名 称	電話番号	名 称	電話番号
岐阜総合労働相談コーナー	058-207-0068	関総合労働相談コーナー	0575-22-3251
大垣総合労働相談コーナー	0584-78-5184	恵那総合労働相談コーナー	0573-26-2175
高山総合労働相談コーナー	0577-32-1180	岐阜八幡総合労働相談コーナー	0575-65-2101
多治見総合労働相談コーナー	0572-22-6381		

お申込みはFAXで！
申込書は裏面

入場
無料

今年もやります！

新はつらつ 職場づくり セミナー

参加費は無料です。

参加には**事前のお申込みが必要**です。
裏面の参加申込書をFAX又は郵送でお申込みください。

参加申込みの締め切りは

令和 2 年12月18日(金) です。

※ 締切り前にお申込みが定員に達した場合は、受付を締切ります。

日時 令和 3 年 **1 月14** 日 (木) 13:30～16:00

会場 **岐阜市文化センター 小劇場** (定員250人)

内容

- 1 局長あいさつ
- 2 職場のパワハラ防止措置義務等について
- 3 講演「ハラスメントのない職場を目指して」**

元愛知労働局長 君嶋 護男 氏

主催 岐阜労働局

公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会

後援 ぎふ働き方改革推進協議会



このセミナーは裏面のとおり新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施して開催します。
ご参加の場合は対策に係る措置にご協力くださいますよう、お願いいたします。

お問合せ先

岐阜労働局 雇用環境・均等室

〒500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎 4 階

TEL(058)245-1550 / FAX(058)245-7055

● 本セミナーは以下の感染予防対策を実施し開催します

- ・運営スタッフはマスク、フェイスガード等を着用し、飛沫を防止します。
- ・会場ではセミナー前、セミナー途中に換気を行います。
- ・密防止のため、募集定員は会場定員数の1/2としています。

● 感染防止の観点から以下のご協力をお願いします

- ・ロビーや会場内での参加者同士の懇談は極力お控えください。
- ・参加者全員のマスク着用をお願いします。
- ・アルコール消毒液を配置します。ご入場前に手指の消毒をお願いします。
- ・入場時に受付で検温を実施します。37.5度以上の方はご参加いただけません。
- ・参加者全員の居所、連絡先を把握します。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをお願いします。

厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称：COCOA）

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



● 申込みの注意事項

- ・会場ごと、参加者1名につき1枚、以下の太枠内をご記入の上FAXでお申込みください。
- ・本書はセミナーの受付票となりますので、当日ご持参ください。
- ・お申込み締切りは令和2年12月18日(金)です。
- ・お申込みが定員に達し次第、申込みを締め切り、岐阜労働局ホームページでお知らせしますので、募集状況をご確認のうえ、お申し込みください。

URL：https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/_120283/_120504/_120506.html

<お申込み先> 岐阜労働局雇用環境・均等室

FAX (058)245-7055

参加者氏名		会社名	
連絡先 電話番号		居所市町村名	

※ 本セミナー申込書にご記入いただいた個人情報は厳格に管理を行い、本セミナーの出欠確認以外には使用いたしません。

<当日使用欄>

入場時体温		直近2週間以内の 健康状態 ※当日記入しご持参ください	良好 ・ 不良（発熱、咳等）
-------	--	-----------------------------------	----------------

事前申し込みが必要

お申込みはFAXで！

申込書は裏面

同一労働同一賃金・ ハラスメント対策等 説明会を開催します！


 入場
無料

パートタイム・有期雇用労働法が令和2年4月1日に施行（中小企業は令和3年4月1日から）。
労働施策総合推進法の改正により、大企業は令和2年6月から職場のパワハラ防止対策を講じることが義務づけられました。いよいよ中小企業も！



全ての会場の申込み一次締切りは令和3年1月15日(金)です。

締切り前にお申込みが定員に達した場合は、受付を締切ります。

この説明会は裏面のとおり新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施して開催します。
ご参加の場合は対策に係る措置にご協力くださいますよう、お願いいたします。

エリア	開催日時	会場	定員
岐阜	令和3年 2月18日 （木） 13:30～15:30	長良川国際会議場 大会議室 岐阜市長良福光2695-2	150人
大垣	令和3年 1月29日 （金） 13:30～15:30	大垣市情報工房 スイंकホール 大垣市小野4-35-10	64人
中濃	令和3年 2月9日 （火） 13:30～15:30	わかくさ・プラザ 多目的ホール 関市若草通2-1	70人
東濃	令和3年 2月24日 （水） 13:30～15:30	セラトピア土岐 大会議室 土岐市土岐津町高山 4	70人
飛騨	令和3年 2月4日 （木） 13:30～15:30	飛騨・世界生活文化センター 大会議室 高山市千島町900-1	70人


 お問合せ先

岐阜労働局 雇用環境・均等室

〒500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎 4 階

TEL(058)245-1550 / FAX(058)245-7055

● 説明会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

- ・運営スタッフはマスク、フェイスガード等を着用し、飛沫を防止します。
- ・会場では十分な換気をおこないます。
- ・密防止のため、募集定員は会場定員の1/2としています。

● 説明会参加の注意事項

- ・ロビーや会場内での参加者同士の懇談は極力お控えください。
- ・参加者全員のマスク着用をお願いします。
- ・アルコール消毒液を配置します。御入場前に手指の消毒をお願いします。
- ・入場時に受付で検温を実施します。37.5度以上の場合にはご参加いただけません。
- ・参加者全員の居所、連絡先を把握します。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをお願いします。

厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ
(略称:COCOA)

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



● 申込みの注意事項

- ・会場ごと、参加者1名につき1枚、以下の太枠内をご記入の上FAXでお申込みください。
- ・本書は説明会の受付票となりますので、当日ご持参ください。
- ・お申込み締切りは令和3年1月15日(金)です。
- ・お申込みが定員に達し次第、申込みを締め切り、岐阜労働局ホームページでお知らせしますので、募集状況をご確認のうえ、お申し込みください。

URL: https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/_120283/_120504.html

<お申込み先> 岐阜労働局雇用環境・均等室

FAX (058)245-7055

参加者氏名		会社名	
居所市町村名		連絡先電話番号	

※ 本セミナー申込書にご記入いただいた個人情報は厳格に管理を行い、本セミナーの出欠確認以外には使用いたしません。

参加希望に ○	エリア	開催日時	会場	定員
	岐阜	令和3年2月18日(木) 13:30~15:30	長良川国際会議場 大会議室 岐阜市長良福光2695-2	150人
	大垣	令和3年1月29日(金) 13:30~15:30	大垣市情報工房 スイックホール 大垣市小野4-35-10	64人
	中濃	令和3年2月9日(火) 13:30~15:30	わかくさ・プラザ 多目的ホール 関市若草通2-1	70人
	東濃	令和3年2月24日(水) 13:30~15:30	セラトピア土岐 大会議室 土岐市土岐津町高山4	70人
	飛騨	令和3年2月4日(木) 13:30~15:30	飛騨・世界生活文化センター 大会議室 高山市千島町900-1	70人

<当日使用欄>

入場時 体温		直近2週間以内の健康状態	※当日記入しご持参ください 良好 ・ 不良（発熱、咳等）
-----------	--	--------------	---------------------------------

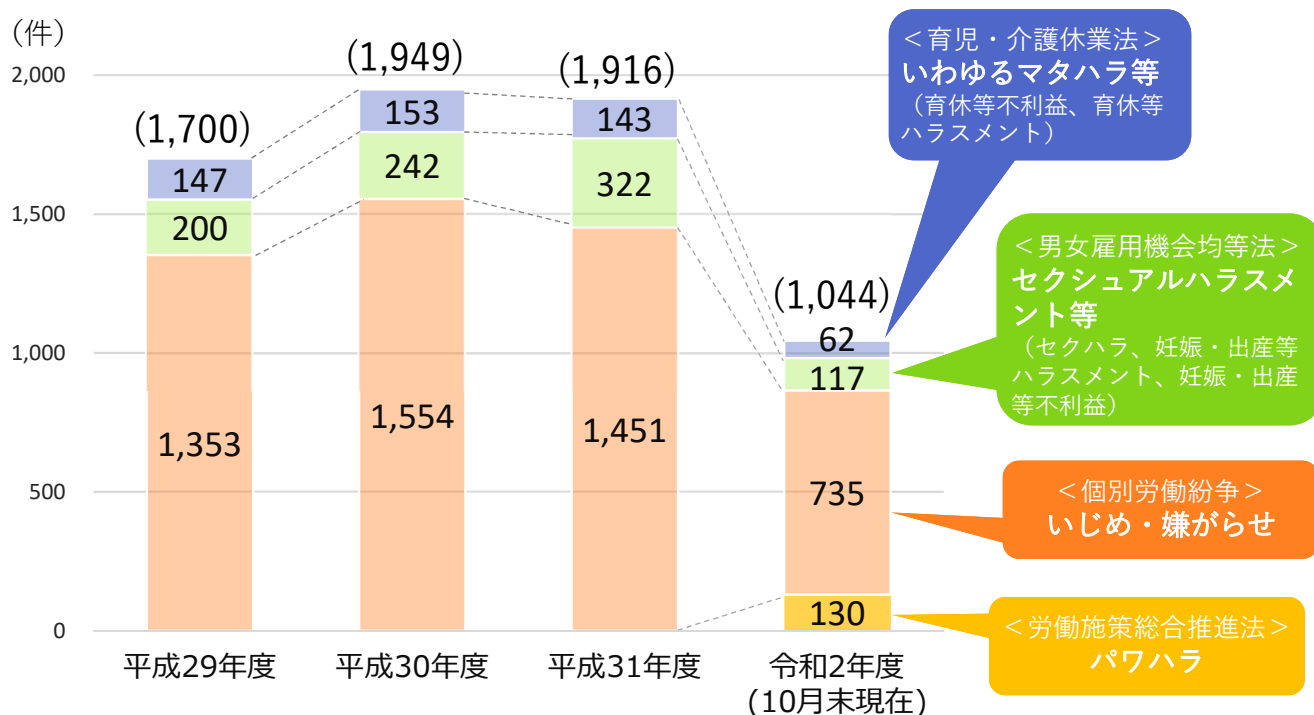
ハラスメントに関する相談の状況

1 令和元年度「ハラスメント特別相談窓口」における相談件数

令和元年12月～令和2年1月に設置した「ハラスメント特別相談窓口」の相談件数は、合計**342件**（いじめ・いやがらせ 276件、セクシュアルハラスメント等 50件、いわゆるマタハラ等 16件）。

2 ハラスメントに関する相談件数の推移

（平成29年度～令和2年度 ※10月末現在）



3 ハラスメントに係る個別労働紛争解決援助等受理件数の推移

（平成29年度～令和2年度 ※9月末現在）

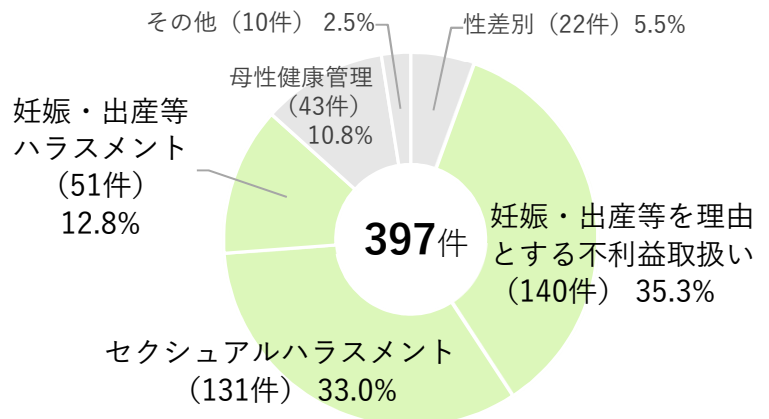
（件）

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度 (9月末)
＜個別労働紛争＞ いじめ・嫌がらせ	助言・指導 ※()内は解決件数	22 (21)	20 (8)	21 (20)	5 (5)
	あっせん ※()内は合意件数	21 (8)	26 (14)	20 (6)	11 (3)
＜男女雇用機会均等法＞ セクハラ、妊娠・出産 等ハラスメント、妊 娠・出産等不利益	紛争解決援助 ※()内は解決件数	2 (1)	7 (4)	16 (10)	0
	調停 ※()内は調停案受託件数	1 (0)	1 (1)	0	0
＜育児・介護休業法＞ 育休等不利益、育休等 ハラスメント	紛争解決援助 ※()内は解決件数	1 (0)	3 (2)	0	1
	調停 ※()内は調停案受託件数	0	0	0	0

4 令和元年度 ハラスメントに関する相談受理件数（労働者、事業主、その他の計）

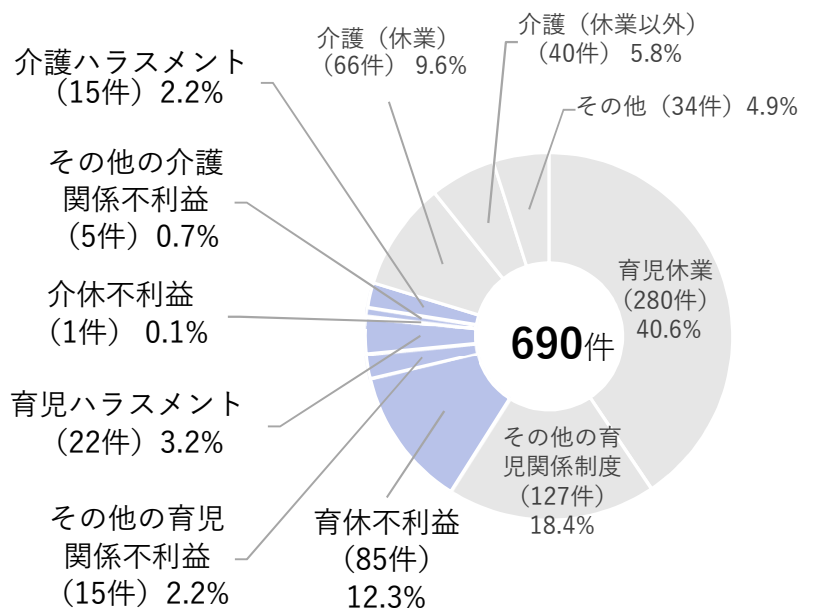
① セクシュアルハラスメント等（男女雇用機会均等法）

相談の総件数	397件
ハラスメント関係の相談	322件 (81.1%)
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	140件
セクシュアルハラスメント	131件
妊娠・出産等ハラスメント	51件



② いわゆるマタハラ（育児・介護休業法関係）

相談の総件数	690件
ハラスメント関係の相談	143件 (20.7%)
育休不利益	85件
その他の育児関係不利益	15件
育児休業等ハラスメント	22件
介休不利益	1件
その他の介護関係不利益	5件
介護休業等ハラスメント	15件



③ いじめ・嫌がらせ（個別労働紛争関係）

相談の総件数	5,046件
ハラスメント関係の相談	1,451件 (28.8%)

